



八王子市 小中一貫教育 に関する基本方針



令和5年(2023年)4月
八王子市教育委員会

目次

	頁
基本方針	1
1 八王子市がめざす小中一貫教育	2
(1)小中一貫教育の意義	2
(2)小中一貫教育で育てたい児童・生徒像	2
(3)小中一貫教育で期待される効果	2
2 小中一貫教育の実施形態	3
3 これまでの経緯	4
4 これまでの取組の成果	5
(1) 教員の意識の変容	5
(2) 児童・生徒の交流・合同活動による一体感の創出	5
(3) 地域コミュニティの醸成	5
5 さらなる充実に向けた取組	6
(1) 小中一貫教育グループとしての活動	6
(2) 義務教育修了段階における学力の保障	6
(3) 児童・生徒に関する情報の共有	7
(4) 家庭・地域とともにある学校づくり	8

基本方針

『第3次八王子市教育振興基本計画 ビジョン はちおうじの教育』(以下、『ビジョン はちおうじの教育』という)では、「誰もが生涯にわたって学び合い自分の「みち」を自信をもってあゆむ力を育むはちおうじの教育」という基本理念を定め、めざす教育の姿を以下のとおり示しています。

『ビジョン はちおうじの教育』のめざす教育の姿

1 はちおうじっ子の「生きる力」の育成

子どもたちが自分の「みち」を見つける力と、その「みち」をあゆんでいくために必要な力を身に付け、これからの社会を担っていくための「生きる力」を育成します。

2 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

子どもを取り巻くさまざまな状況に応じて学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たすとともに、社会総がかりで子どもの健やかな成長を支える教育環境を構築します。

3 いくつになってもともに学び続けられる生涯学習環境の充実

「まなぶ」、「いかす」、「つながる」をテーマに、誰もが、いつでも、どこでも学習できる環境づくりとともに、学びの成果を地域活動などに活かす環境整備を図り「市民がつながる生涯学習」を推進します。

八王子市の小中一貫教育は、『ビジョン はちおうじの教育』に基づき、次の基本方針を掲げ、推進します。

心身ともに健康で、自ら考え行動できる、
社会性・人間性豊かな児童・生徒

全国一律、一定水準の学力を身に付けさせるという公立学校としての共通の原則目標を達成するとともに、小中一貫教育グループの実情に応じた地域とともにある学校としての個別目標を実現する小中一貫教育を推進します。

八王子市 小中一貫教育に関する基本方針

心身ともに健康で、自ら考え行動できる、社会性・人間性豊かな児童・生徒の育成をめざし、義務教育9年間を見通して、学校、家庭、地域が協働した小中一貫教育を行います。

- ①全ての小中一貫教育グループで共通に取り組む小中一貫教育を基盤とし、各学校や地域の特色を活かした教育活動を行います。
- ②市立学校の教員が相互に連携・協力して児童・生徒理解を深め、心身の発達段階に応じたきめ細かな指導を充実させ、学力の定着と学校生活への適応力の向上を図ります。
- ③学習指導要領に基づき義務教育9年間を見通した学習指導を進めるとともに、誰一人取り残さず義務教育修了段階の学力保障に向けた取組を実施します。
- ④保護者や地域の方々が学校運営に積極的に参画する地域運営学校として、それぞれの地域の特色を活かした取組を促進します。

1 八王子市がめざす小中一貫教育

(1)小中一貫教育の意義

本市では、児童・生徒に生涯学習の基盤づくりのために必要な学力の確実な定着と体力の向上、豊かな心を育むことに力を入れて教育活動を進めてきました。

しかしながら、社会環境の急激な変化等によって、学校教育にもさまざまな課題が生じています。児童・生徒の学習意欲の低下や家庭での学習習慣の未定着、つまづきを抱えたままでの進級・進学、人とのかかわりの希薄化、さらにはいじめや不登校等の問題に直面しています。

これらの課題を解決する方策の一環として、児童・生徒の心身の発達段階における学力定着の特質や生活指導上の諸課題が現れる時期等を考慮した上で、義務教育全体の中で指導方法の在り方を常に見直しながら、教員が9年間を見通して児童・生徒の指導に当たる必要があります。また、課題や解決に向けた方策について家庭・地域と共有することも必要です。

そこで、本市では、小中一貫教育グループの教員はもとより、地域全体で地域の児童・生徒一人ひとりの成長を支えながらさまざまな課題を解決するための基盤として、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を行います。

(2)小中一貫教育で育てたい児童・生徒像

本市の小中一貫教育では、「八王子市教育委員会の教育目標」及び「ビジョン はちおうじの教育」を基に、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を通じて、次の3点を育みます。

- ① 生涯にわたって学び続けるための基礎的な学力や自ら考え行動できる力
- ② 豊かな社会性や人間性、自己肯定感、自己有用感
- ③ たくましく生きるための健康や体力

(3)小中一貫教育で期待される効果

- 小中一貫教育グループでの合同授業や相互乗り入れ指導、合同行事を通して、異学年の児童・生徒同士のかかわりを深め、児童・生徒の豊かな社会性や人間性、自己肯定感・自己有用感を育むことが期待できます。また、下学年が上学年に対して憧れの気持ちをもつことや、上学年が下学年に成長のモデルを示すことで上級生としての自覚をもつことが期待できます。
- 小中一貫教育グループの教員が、授業参観や協議を通して、小・中学校間の学習の指導内容や指導方法に関する理解を深め、9年間を見通した指導をすることで、児童・生徒のより一層の学力定着が期待できます。
- 小中一貫教育グループ内の児童・生徒に関する情報の共有を日常的に行うなど、グループ全体でグループの児童・生徒を支えていくことで、特別な支援、いじめ、不登校、暴力行為等、学校単独では解決が困難な課題にもグループが一丸となって対応できることが期待できます。
- 小中一貫教育の取組の様子や取組を通じて成長していく児童・生徒の姿を、学校便りや学校ホームページ等を活用して家庭・地域と情報を共有することで、家庭・地域からの継続的な信頼や支援を得ることにつなげていくことが期待できます。

各学校の教育目標をもとに、小中一貫教育グループの児童・生徒の実態や保護者・地域の願いを踏まえた、『9年間で育てたい児童・生徒像』及び『義務教育修了段階において育成すべき生徒像』(グループとしての共通目標)を設定し、教育課程に位置付けます。

2 小中一貫教育の実施形態

小中一貫教育グループ

小中一貫教育グループ校(校舎分離型)

中学校1校とその周辺に位置する小学校1校から4校が、1つのグループとなって、「9年間で育てたい児童・生徒像」「具体的な取組」を設定し、教育課程を編成します。

義務教育学校(校舎一体型)

一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成します。

「学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）」

【趣旨・位置付け】

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな校種として規定したものです。

【義務教育学校】

一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校です。児童・生徒の心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的となっています。

●学年の区分

・八王子市立義務教育学校では、児童・生徒の発達段階を踏まえ、9学年の区分を「4-3-2」としています。1～4学年を第Ⅰ期、5～7学年を第Ⅱ期、8・9学年を第Ⅲ期とします。（※児童・生徒の実態を踏まえるとともに、教育活動のねらいや内容により、9学年の区分を柔軟に設定することができます。）

・八王子市立義務教育学校の修業年限9年間で、転出入する児童・生徒への配慮から、小学校段階に相当する6年を前期課程、中学校段階に相当する残りの3年を後期課程に区分し、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領を準用します。

●学習指導・学習内容・方法の確かな定着を図るため、各期における目標を設定し、学習指導を行います。

●生活指導・社会性を育成し自己実現を図るため、各期における目標を設定し、全教職員の共通理解の下、生活指導を行います。

子どもたちにとって、最善の教育活動を考える上で、個々の学校及び地域の実情や特色を総合的に勘案して、学校を再編していきます。

3 これまでの経緯

本市の小中一貫教育は、平成17年度（2005年度）の「小・中連携の日」の取組から始まりました。これまで、全校で教員同士が情報を共有し、実態を踏まえた指導法を研究することに加え、地域の実情に合わせた取組を推進してきました。

平成17年度	全市立学校で「小・中連携の日」を年間3回設定
平成18年度	小中連携教育校8校指定
平成19年度	小中一貫教育研究モデル校18校指定
平成20年度	八王子市小中一貫教育に関する基本方針策定 小中一貫教育実施校2校指定 小中一貫教育研究モデル校指定 小中一貫教育推進講師の配置 小中一貫教育指導資料作成委員会開設 小中一貫教育推進委員会開設
平成21年度	みなみ野小中学校 開校 小中一貫教育の日 学期1回、年3回設定
平成22年度	加住小中学校 開校 小中一貫教育研修会実施
平成23年度	館小中学校 開校 小中一貫教育全校実施
平成24年度	いずみの森小中学校 開校 小中一貫教育授業研究委員会設置
平成27年度	小中一貫校(校舎一体型)教育課程等検討委員会設置
平成28年度	小中一貫教育施策推進委員会設置
平成31年度	全市立学校に学校運営協議会設置
令和 2年度	いずみの森義務教育学校 開校
令和 4年度	全市立学校の教育課程に「育てたい児童・生徒像」及び「義務教育修了段階において育成すべき生徒像」実現のための「具体的な取組」を明記

4 これまでの取組の成果

平成23年度から全市立学校で推進してきた小中一貫教育の取組の成果は以下のとおりです。

(1) 教員の意識の変容

各グループ単位で学期に1回以上実施する「小中一貫教育の日」が定着したことで、グループ内の教員が相互に学校を行き来して、児童・生徒の様子、指導の実態、グループ校相互の課題等を共有することができるようになりました。

【特色ある取組】

- ・学習指導や生活指導をグループとして共通理解した上で一貫して行えるよう、「グループのスタンダード」を作成し、共通理解の上、指導を行っている。
- ・小学校3・4年生の体育の授業を中学校の保健体育科教員が指導したり、小学校5・6年生が中学校へ行って中学校の保健体育科教員による授業を受けたりしている。

これまで小・中学校各校種で分断していた教員の意識が変容してきたことで、教員間の連携が活発になり、児童・生徒の実態の把握や授業力の向上、学校間の理解が深まっています。

さらなる充実のためには、グループ内の教員による意見交換や情報交換を、年間通して計画的・定期的を実施していくことが必要です。

(2) 児童・生徒の交流・合同活動による一体感の創出

「小中一貫教育の日」を発展させ、児童・生徒が交流したり、合同で活動を行ったりするなど、各グループの実態に応じた特色ある取組が行われてきました。

【特色ある取組】

- ・体育祭における小・中学生による合同競技、中学校の合唱祭への小学生の参加等、行事を合同で実施することで、休み時間に小学生と中学生と一緒に遊ぶ等の姿が見られた。
- ・進学前の6年生を対象に、オンラインを活用して小学生が中学生へ質問できる交流時間をつくり、進学への不安を軽減できるようにしている。

小学校1年生から中学校3年生までが兄弟・姉妹のようなよりよい人間関係を築き、一体感を創り出しています。

さらなる充実のためには、グループ内の児童・生徒が合同で行う活動や行事等を日常的なものとし、各グループの地域の特色を活かした取組を実施していくことが必要です。

(3) 地域コミュニティの醸成

全校で設置された学校運営協議会が、小中一貫教育を推進する学校と地域をつなぎ、一体的、継続的に関わられるようになりました。

【特色ある取組】

- ・地域が主体となって企画・運営されている地域の合同行事や中学校の「立志式」において、学校運営協議会が小・中学校の校種を越え、地域コミュニティのまとまりとして学校や児童・生徒と関わっている。
- ・グループ内合同の学校運営協議会を定期的を開催し、地域行事の運営に関する検討や、地域の児童・生徒の学校生活の様子等に関する情報共有を行っている。

子どもたちの生活基盤である中学校区において、核家族化、少子高齢化、地域コミュニティの希薄化を打開するための切り札となっています。

さらなる充実のためには、学校運営協議会を中心とした、家庭・地域等の日常的な学校運営への参加・参画等を得ながら、小中一貫教育を推進する体制を構築することが必要です。

これまでの取組の成果を踏まえ、児童・生徒同士のかかわりを教育課程に位置付けます。また、各グループの特色ある取組や好事例を、広く全グループへ展開し、八王子市の小中一貫教育の一層の充実を図っていきます。

5 さらなる充実に向けた取組

これまでの成果を踏まえ、次の(1)から(4)までの取組を中心に、「小中一貫教育の日」の取組とともに、さらなる日常的な取組の充実を図っていきます。（「小中一貫教育の日」は、小中一貫教育グループの実態に応じて各学期1回以上実施します。なお、10月第2水曜日を基準日とします。）

(1) 小中一貫教育グループとしての活動

小中一貫教育グループとしての活動を日常的なものとし、より一層の充実を図るために、グループ内合同で行う活動を実施します。

- ・ 下学年が、上学年を自分の成長のモデルとして「こうなりたい」「こういうことができるようになりたい」などの思いや願いをもつことができるような取組をします。
- ・ 上学年が下学年に成長のモデルを示すことで、上級生としての自覚をもつことができるような取組をします。
- ・ 児童・生徒の実態等を踏まえた上で、必要に応じて以下のような取組が考えられます。

【取組事例】

- | | |
|--|--|
| ・ 中学校の合唱祭へ6年生が参加 | ・ 小学校の学校行事を中学生がお手伝いとして参加 |
| ・ 合同スポーツ大会 | ・ 合同防災訓練 |
| ・ 合同地域安全マップ作り | ・ 中学校の生徒会と小学校の児童会での合同企画
(あいさつ運動、清掃活動、募金活動等) |
| ・ 総合的な学習の時間における合同学習 | ・ 中学生が小学校のクラブ活動へ参加 |
| ・ 小学校高学年児童との合同部活動 | |
| ・ 中学生が行う職場体験報告会へ小学生が参加 | |
| ・ グループ内一斉での中学校体験会（6年生）の実施（進学前に顔合わせをする） | 等 |

(2) 義務教育修了段階における学力の保障

小中一貫教育グループとして、誰一人取り残さず義務教育修了段階の学力を保障する取組を実施します。

- ・ グループ内での授業参観及び協議会を年間1回以上実施し、教員が異校種（義務教育学校は前期課程⇄後期課程）の指導方法等を理解した上で、意見交換や情報交換を実施します。
- ・ グループとしての「学力定着プロジェクトチーム」を設置し、グループの児童・生徒に共通して見られる課題（定着していない下学年の学習内容等）を明確にした上で、必要な指導・支援方法等を検討します。
- ・ 進級・進学しても、児童・生徒が見通しをもって授業に臨めるように、グループの教員が協働して授業改善に取り組みます。
- ・ 児童の進学に対する不安感の軽減や、グループの教員、児童・生徒の一体感の醸成等を目的に、必要に応じてグループの教員が連携・協力する「相互乗り入れ指導」を取り入れます。（指導する校種の学習指導要領の目標や内容を踏まえた上で実施します。）
- ・ 八王子市学力定着度調査の結果を経年で把握しながら児童・生徒一人ひとりの学習の伸びや課題を確認した上で、「小中一貫教育指導資料（八王子ベーシック・ドリル）」や「ドリル型学習コンテンツ」等を活用し、学力の定着と向上を図ります。
- ・ 上記の他に、児童・生徒の実態等を踏まえた上で、必要に応じて以下のような取組も考えられます。

【取組事例】

- ・グループでの合同研修会を実施する。
- ・基本的な授業の流れ（学習のめあてや目標の確認、自力解決、他者との交流、学習のまとめ等）について、児童・生徒の実態や発達段階を踏まえた方針を作成する。
- ・授業で活用する教材の選定や、その特徴を踏まえた具体的な活用方法について、学年段階を超えて一定の方針を決める。
- ・無理なく家庭学習の習慣を身に付けていく観点から、家庭学習についての一定の方針（分量や内容等）を定め、学年進行及び学校段階間の接続を円滑にする。
- ・中学校の外国語科教員が、小学校の外国語科及び外国語活動の授業を担当することで、小学校から中学校への学習指導をつなげ、効果を高める。
- ・小学校での既習事項のつまずきを補うために、中学生の補習教室にグループの小学校教員が指導に入る。
- ・小学生の補習教室に、グループの中学生が指導者ボランティアとして参加する。

(3) 児童・生徒に関する情報の共有

小中一貫教育グループとして、誰一人取り残さず見守り、育成する体制をつくります。

- ・児童・生徒の人間関係や特別な支援、いじめ、不登校、暴力行為等への対応についてグループ内で情報共有をします。また、児童・生徒が安定した学校生活を送るための支援体制の構築に向け、グループ内で協議を行います。
- ・児童が中学校へ進学後に、円滑に学校生活が始まるよう、必要な情報を進学先へ引き継いでいきます。
- ・中学校段階での生徒の課題をグループの教員で共有しつつ、小学校段階からどのような指導を行っていく必要があるのかを検討し、グループが一体となって発達段階に応じた継続的な指導を行います。
- ・「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」や「個別指導計画」の情報を保護者及び教職員間で共有するとともに、切れ目なく児童・生徒を支援していくために、保護者の同意を得た上で、資料等を進学先の中学校へ引き継いでいきます。
- ・上記の他に、児童・生徒の実態等を踏まえた上で、必要に応じて以下のような取組も考えられます。

【取組事例】

- ・グループでの合同研修会を実施する。
- ・中学校進学後の生徒の不安や悩みを解消するために、主に中学校1年生の悩み等相談を小学校の教職員等が担う機会を設定する。

※小中一貫教育グループ内に限らず、別の小中一貫教育グループや市立学校以外へ進学する児童・生徒についても、必要な情報を進学先へ引き継ぎます。

(4) 家庭・地域とともにある学校づくり

①各学校の教育目標をもとに、小中一貫教育グループの児童・生徒の実態や保護者・地域の願いを踏まえた、『9年間で育てたい児童・生徒像』及び『義務教育修了段階において育成すべき生徒像』(グループとしての共通目標)を設定し、教育課程に位置付けます。

- ・学校運営協議会を中心に、保護者・地域と教育上の課題とその解決に向けた方策について共有(報告・協議)するとともに、児童・生徒及び保護者・地域の思いや願いを把握した上で、地域全体でグループの児童・生徒の成長を支えます。
- ・小中一貫教育の取組の様子や取組を通じて成長していく児童・生徒の姿を、学校便りや学校ホームページ等を活用して家庭・地域と情報を共有します。取組についての御意見等は、各学校が毎年実施する学校評価を通して集約し、さらなる充実に向けた改善を図っていきます。

②保護者・地域の方々とともに、地域の子どもは地域で育てる意識を共有し、「地域を、地域で、地域とともに学ぶ」ことのできる、地域の特色ある教材を開発し教育活動に活かします。

- ・グループとしての教育課題の解決に向けて、保護者・地域の方々との定期的な情報交換・意見交換を行い、地域の実情に即した取組の一層の充実を図ります。
- ・学校コーディネーターの参画・協働により、地域のネットワークを活かした、地域と密着した地域教材を開発し、教育活動の充実を図ります。
- ・地域及び児童・生徒の実態等を踏まえた上で、必要に応じて以下のような取組が考えられます。

【取組事例】

- ・児童・生徒が地域の方々とともにコミュニケーションを図りながら探究する「郷土学習」を実践する。(児童・生徒が地域に出て、地域の方々との対話を通して学ぶ活動等)
- ・児童・生徒が「地域清掃活動」に積極的に参加し、地域の方々との対話を深め、関係づくりをする。
- ・児童・生徒が「地域防災訓練」で活躍し、地域の方々に頼られる経験をする。
- ・児童・生徒が地域の方々から勉強を教えてもらったり、世代を超えた「ビブリオバトル(知的書評合戦)」等を行ったりする。

各小中一貫教育グループでの小中一貫教育の取組については、全市立学校の学校ホームページを通して、市民へ情報提供します。

令和4年度(2022年度)小中一貫教育推進委員会

氏名	所属等
安藤 臣一	小宮小学校校長
伊藤 祐子	みなみ野君田小学校校長
前田 賢一	第四中学校校長
石代 俊則	いずみの森義務教育学校校長
久保田 泉	松枝小学校副校長
湯本 一郎	鹿島小学校副校長
大賀 優子	館中学校副校長
深瀬 健志	いずみの森義務教育学校副校長

なお、教育委員会事務局においては、次の者が編集に当たった。

北川 大樹	八王子市教育委員会 学校教育部統括指導主事
大野木 寛	八王子市教育委員会 学校教育部教育指導課指導主事

八王子市小中一貫教育に関する基本方針

平成20年(2008年)7月23日発行

令和5年(2023年)4月1日改定

発行/八王子市教育委員会

編集/学校教育部教育指導課

小中一貫教育推進委員会

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

TEL 042-620-7412

FAX 042-627-8811

Eメール b302700@city.hachioji.tokyo.jp

URL <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>